

税

【問い合わせ】
 ■入湯税・電子申告について
 税務出納課町民税係 ☎ 85-6132
 ■都市計画税について
 税務出納課資産税係 ☎ 85-6133

のまめ知識

町で課税している目的税の平成29年度状況をご紹介します。(目的税とは法律で使い道が決められている税金のことです。)

●入湯税

町内の「温泉(鉱泉浴場)」を利用する時に入浴料と一緒に徴収され、「温泉」の経営者等が町に納付しています。

▶入湯税は、次の目的のために使われています。

- ・環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設の整備
- ・消防施設、観光施設等の整備
- ・観光の振興

町内で営業している温泉施設は2カ所あり、平成29年度の納税額は394万円でした。

【参考：平成29年度の入湯税額】

- ・宿泊利用 一泊につき 150円
- ・日帰り利用 一日につき 50円

※12歳未満の人には課税されません。

※学校の教育活動に伴う利用の場合で、学校長の証明がある場合は減免されています。

●都市計画税

町の条例に定められた「都市計画区域」のおおむね用途地域にある土地や家屋の所有者に対して課税され、固定資産税と一緒に徴収されています。

▶都市計画税は、次の目的のために使われています。

- ・都市計画法に基づく道路、公園、下水道などの整備
- ・土地区画整備事業の費用

税率は0.3%で平成29年度の納税額は3,830万円でした。

【年末調整説明会のお知らせ】

平成30年分の年末調整関係事務の事業所説明会を、下記の日程で開催します。

開催日	開始・終了時間	会場	対象
11月12日 (月)	13:30 ~ 15:30 (13:00 受付開始)	長井市置賜生涯学習プラザ	白鷹町 飯豊町
11月13日 (火)	10:00 ~ 12:00 (9:30 受付開始)	長井市置賜生涯学習プラザ	長井市
	14:30 ~ 16:30 (13:00 受付開始)		

※同日に「消費税の軽減税率制度」に係る説明会も開催されます。出席は自由です。

【インターネットによる電子申告等の手続きについて】

「イータックス (e-TAX)」とは？

インターネットを利用して所得税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムで忙しい方には便利です。
 ★平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利になります。

e-Tax 利用の2つの方式

《マイナンバーカード方式》

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由またはe-Tax ホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの送信ができるようになります。

《ID・パスワード方式》

マイナンバーカード及びICカードリーダーをお持ちでない方は、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードで、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります。

※その他、詳細についてはホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

【事業主の方ができる電子申告等について】

「エルタックス (eLTAX)」とは？

事業主の方で、インターネットを利用して地方税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムです。

法人町民税・固定資産税(償却資産)・個人住民税(給与支払報告書)の申告や届出の手続きがまとめてできますので、とても便利です。

①複数の市町村への申告をまとめて送信できます。

②エルタックス用の無償ソフト「PC desk」または市販の税務・会計ソフトで申告書が簡単に作成できます。

③国と市町村へ、源泉徴収票と給与支払報告書を一元的に送信することができます。

④利用できる時間が平日8時30分から24時となっています。(土日祝日、年末年始を除く。)

※エルタックスを利用するにはパソコン環境の準備や電子証明書の取得など事前準備が必要です。詳細は、ホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

●説明内容

- ・年末調整の仕方
- ・給与所得の源泉徴収票等の決定調書の作成と提出の手引き
- ・給与支払報告書(総括表)の書き方
- ・源泉徴収票・支払調書提出のチェックポイント

※個人事業者の青色申告決算説明会(年末調整関係事務の説明も含む。)は別途開催されます。

※会場の収容人数の都合で対象地域を指定していますが、日程の都合が合わない場合は他の会場への出席が可能です。

【問い合わせ】長井税務署調査部門 ☎ 84-1810 (代表)

※自動音声によりご案内しています。メッセージに従い、「2」番(当税務署に御用の方)を選択してください。

10月は「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引には届出が必要です。

◎一定面積とは？(届出の必要な土地取引)

【例】

(1)都市計画区域
5,000㎡以上
 (5反歩)



(2)都市計画区域以外の区域
10,000㎡以上
 (1町歩)



☑一団の土地取引についても届出が必要です。



(い+ろ+は+に) ≧ 一定面積

売る人 (土地) 買う人
 甲さん—(い)
 乙さん—(ろ)
 丙さん—(は)
 丁さん—(に) → Aさん

《届出が必要な取引》

売買、交換／営業譲渡／譲渡担保／代物弁済
 ／共有持分の譲渡／地上権、賃借権の設定、
 譲渡／予約完結権、買戻権などの譲渡

※契約後2週間以内に届出しましょう。

●平成30年度地価調査結果について

9月19日に県から平成30年度地価調査結果が公表されました。本町に関するものは次のとおりです。

①対前年変動率(%)

	住宅地	商業地	工業地	全用途
山形県平均	▲0.8	▲1.2	▲0.4	▲0.9
白鷹町平均	▲1.4	▲2.6	▲2.0	▲1.9

②白鷹町基準地価格

基準地の所在	今年価格 (円/㎡)	前年価格 (円/㎡)	変動率 (%)
大字十王字本宿 2934 番 1 (本宿7町内)	6,940	7,030	▲1.3
大字鮎貝字八幡一 1104 番 4 外 3 筆 (新野医院付近)	6,670	6,770	▲1.5
大字鮎貝字内町一 3252 番 (かくた鈴木商店)	9,400	9,650	▲2.6
大字鮎貝字神明六 2886 番 2 外 3 筆 (マルハニチロ食品付近)	6,490	6,620	▲2.0

●地価調査とは

地価調査とは、県内全市町村を対象として、各地域で基準となる土地(これを基準地と言います。)を選んで、その適正な土地価格を公表するもので、土地を売買する際の目安にさせていただくものです。

また、地価調査価格は、国・地方公共団体等が公共用地等を買収する場合の基準とされるほか、国土利用計画法に基づいて土地売買の届出があった土地の取引価格の審査・分析をするときの基準ともされるもので、適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

●土地売買のときには、まず地価調査価格を調べましょう

売買の対象となる土地の条件(土地の形状、道路の条件、最寄駅からの距離、上下水道の整備状況など)を基準地の条件と比較すれば、おおよその適正な価格がわかりますので、土地売買のときには、まず地価調査価格をお調べください。地価調査の基準地は、皆さんの身近なところにあります。

なお、地価調査価格は、7月1日現在の価格ですので、その後の地価動向も考慮する必要があります。

●地価調査結果は、役場で簡単に閲覧できます

地価調査の基準地価格、基準地が接する道路の種類・幅員、基準地の周辺の土地利用状況などを詳しく記載した地価調査の関係書面は、役場で閲覧できるようになっています。また、県のホームページでその内容を公開しています。

●一定面積以上の土地については、売買等の取引をする場合は届出が必要です

市街化区域は2,000㎡、市街化区域以外の都市計画区域は5,000㎡、都市計画区域以外の区域については1万㎡以上の土地の売買などを行う場合は、契約を締結した日を含めて2週間以内に届出が必要ですので、買い主が必ず役場企画政策課に届け出てください。

【問い合わせ】企画政策課企画調整係 ☎ 85-6123